

湖 南 市  
都市計画基本図修正・統合型GIS・公開型GIS再構築  
およびバスロケーションシステム導入業務委託

特記仕様書

令和8年4月

湖 南 市 都 市 政 策 課

# 目次

第1章 総則	3
第1条 適用範囲	3
第2条 業務の目的	3
第3条 準拠する法令等	3
第4条 疑義	4
第5条 提出書類	4
第6条 貸与資料	4
第7条 秘密の保持	4
第8条 個人情報の保護	5
第9条 検査	5
第10条 成果品の瑕疵	5
第11条 使用機器の検定	5
第12条 公共測量届等	5
第13条 土地への立ち入り等	5
第14条 損害賠償	6
第15条 工期	6
第2章 業務概要	7
第16条 業務範囲	7
第17条 全体の業務概要	7
第3章 都市計画基本図修正	9
第18条 計画準備	9
第19条 予察	9
第20条 数値地形図修正（市道・農道・建物、レベル1,000）	9
第21条 数値地形図修正（市道・農道・建物以外、レベル2,500）	10
第22条 ハイブリット編集	10
第23条 数値地形図データファイル作成	10
第24条 地形図原図作成（1/2,500）	10
第25条 都市計画縦覧図等データ修正	11
第26条 地形図（1/10,000）作成	11
第27条 管内図（1/20,000）作成	11
第28条 システム用データ作成	11
第29条 打合せ協議	12
第30条 成果検定	12
第4章 統合型GIS・公開型GIS構築	14
第31条 基本事項	14
第32条 調達の背景・目的	14
第33条 システム化範囲	14
第34条 本業務の範囲	15
第35条 本調達の要件	15
第36条 業務要件	16
第37条 テスト	23
第38条 スケジュール	23
第5章 バスロケーションシステム導入	25
第39条 目的	25
第40条 システム化範囲について	25
第41条 バス乗降客カウント機能挿入調整	25
第42条 取得データについて	26
第6章 成果品	27
第43条 成果品	27

別紙1：システムの全体構成	28
別紙2：移行対象データ一覧	29

## 第1章 総則

### 第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、湖南省（以下、「発注者」という。）が委託する「湖南省都市計画基本図修正・統合型GIS・公開型GIS再構築およびバスロケーションシステム導入業務委託」（以下「本業務」という。）の委託に関し、受託者（以下、「受注者」という。）が実施しなければならない事項を定めたものである。

### 第2条 業務の目的

- 1 本事業により市内を巡回するコミュニティバス「めぐるくん」の運行状況（現在位置・混雑率・遅延等）について地理情報システム（統合型GIS・公開型GIS）で「リアルタイムの可視化」を実施する。これにより、コミュニティバスの運行状況が明確になっていないといった市民の不満を解消し、利用者の利便性向上に繋がるものとする。
- 2 また背景図となる本市の都市計画基本図については、令和7年度の航空写真撮影成果を利用し、平成27年度に整備した都市計画基本図データの経年変化を修正し、最新化することで、配信する市民サービスの向上に繋げるとともに、合わせて都市計画縦覧図データも修正することにより、適正な都市計画行政の推進、業務の効率化、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 第3条 準拠する法令等

- 1 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令等に準拠して行うものとする。
  - (1) 測量法（昭和24年法律第188号）および同施行規則
  - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）および同施行規則
  - (3) 景観法（平成16年法律第110号）および同施行規則
  - (4) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年号外法律第63号）
  - (5) 国土交通省公共測量作業規程（国土交通省大臣官房技術調査課監修）
  - (6) 作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成25年3月29日一部改正）
  - (7) 湖南省公共測量作業規程（国国地632号）
  - (8) 統合型GIS推進指針（総務省自治行政局地域情報政策室 平成20年3月）
  - (9) 地理空間情報標準第2版（国土交通省国土地理院）
  - (10) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年号外法律第58号）
  - (11) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
  - (12) 湖南省個人情報の保護に関する法律施行条例（平成4年条例第27号）
  - (13) 湖南省契約規則（平成16年規則第49号）
  - (14) JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証基準
  - (15) JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）認証基準
  - (16) 土木設計業務等委託必携（平成19年12月滋賀県土木交通部）
  - (17) その他関係法令および諸規定等

#### 第4条 疑義

- 1 本特記仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受注者の協議の上決定するものとする。

#### 第5条 提出書類

- 1 受注者は、業務の着手にあたり予め以下の書類を発注者に提出し、受領・承認を経なければならない。
  - (1) 着手届
  - (2) 業務工程表
  - (3) 管理技術者届、照査技術者届、担当技術者届
  - (4) 経歴書
  - (5) 業務実施計画書
- 2 業務実施計画書は、計画、時期、方法、作業体制、使用機器等詳細に立案すること。なお、管理技術者および照査技術者の配置予定技術者は、資格証の写しを添付すること。

#### 第6条 貸与資料

- 1 発注者は、本業務の実施にあたり、以下の資料を貸与するものとする。なお、受注者は貸与された資料等の取り扱いおよび保管を慎重に行い、業務完了後は、速やかに返納するものとする。
  - (1) 湖南省都市計画基本図データ (shape形式)
  - (2) 湖南省都市計画縦覧図データ (shape形式)
  - (3) 湖南省景観計画ゾーニングデータ (shape形式)
  - (4) 屋外広告物データ (shape形式)
  - (5) 移行対象データ (別紙2)
  - (6) 令和7年度の航空写真撮影成果
  - (7) 市道・農道地形データ (shape形式)
  - (8) 数値地形図製品仕様書
  - (9) その他発注者が業務上必要と認める資料
- 2 受注者は責任を持ってこれを保管し、亡失は無論のこと、汚損や破損のないようその取り扱いには充分注意すること。情報保護の観点からISMS、プライバシーマーク認定書と認証基準に基づいた、企業における「情報管理セキュリティ・情報管理体制書」等を提出し、発注者の承認を得ること。

#### 第7条 秘密の保持

- 1 受注者は、本業務により知り得た情報については、業務中はもちろんのこと、完了後も第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、本業務に係る情報の適正な管理のため、JIS Q 15001「プライバシーマーク (Pマーク)」およびJIS Q 27001「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」に準拠した適切なセキュリティ体制のもとで業務を遂行するものとし、その証として、業務着手前に登録審査を受け、登録証明書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

## 第8条 個人情報の保護

- 1 本業務の履行にあたって、受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 2 受注者は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な管理のため、JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）およびJIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）に準拠した適切なセキュリティ体制と個人情報管理体制を構築し業務を遂行しなければならない。
- 3 本業務の実施については、本特記仕様書に定めるもののほか、「湖南省個人情報の保護に関する法律施行条例」および「湖南省個人情報の保護に関する法律施行規則」に準拠して実施するものとする。
- 4 受注者は、本業務を行う上で、取り扱う行政情報(貸与資料等)に対してのセキュリティ管理の徹底を保証する為、以下の関係資格を取得し、契約時に登録証の写しを提出すること。なお、取得していない資格がある場合は業務開始時までに取り得ること。
  - (1) JISQ9001 (ISO9001) 品質マネジメントシステム
  - (2) JISQ14001 (ISO14001) 環境マネジメントシステム
  - (3) JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク)
  - (4) JISQ27001 (ISO/IEC27001) 情報セキュリティマネジメントシステム
  - (5) JIP-ISMS517-1.0 (ISO/IEC27017) ISMSクラウドセキュリティ
- 5 受注者は、本業務の実施中に発生した諸事故に対して一切の責任を負い、その原因、経過および被害内容等について速やかに発注者に報告すること。また、損害賠償の請求があった場合、全て受注者の責任において処理すること。

## 第9条 検査

- 1 受注者は、本業務実施期間中、必要に応じて発注者の中間検査を受けると共に、業務完了後は、発注者の最終検査を受けなければならない。

## 第10条 成果品の瑕疵

- 1 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に使用、流用してはならない。

## 第11条 使用機器の検定

- 1 本業務に使用する測量用機械器具の検定は、社団法人日本測量協会測量技術センター等が検定して発行する検定証およびこれに準ずる社内検定証を提出するものとする。

## 第12条 公共測量届等

- 1 測量法に基づく公共測量実施計画書等、関係官公署、その他に対する諸手続は、受注者において迅速に処理するものとする。

## 第13条 土地への立ち入り等

- 1 本業務を実施するに際して、土地への立ち入り、立木の伐採等を行う場合、所有者との摩擦を避け、紛争が起こらないように十分留意するものとする。

#### 第14条 損害賠償

- 1 受注者の原因により第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況および内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は受注者が負うものとする。

#### 第15条 工期

- 1 契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

## 第2章 業務概要

### 第16条 業務範囲

1 本業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 地理的範囲

①滋賀県湖南市行政区域：70.40km<sup>2</sup>

(2) データの空間参照系として位置座標は、次のとおりとする。

①準拠する測地系：世界測地系

②水平位置の座標系：平面直角座標系第VI系

③垂直位置の座標系：平均海面を基準とする標高

### 第17条 全体の業務概要

1 本業務は、下記の項目について実施するものとする。

2 都市計画基本図修正

(1) 計画準備	70.40km <sup>2</sup>
(2) 予察	70.40km <sup>2</sup>
(3) 数値地形図修正（市道・農道・建物、レベル1,000）	
①市道・農道データ修正	23km
②建物データ修正	3,300棟
(4) 数値地形図修正（市道・農道・建物以外、レベル2,500）	
①現地調査	70.40km <sup>2</sup>
②修正数値図化	70.40km <sup>2</sup>
③修正数値編集	70.40km <sup>2</sup>
(5) ハイブリッド編集	70.40km <sup>2</sup>
(6) 数値地形図データファイル作成	70.40km <sup>2</sup>
(7) 地形図PDFデータ作成（1/2,500）	41面
(8) 都市計画縦覧図等データ修正	
①データ修正	1式
②図面出力・折り（31図郭×1面/図郭）	31面
(9) 地形図（1/10,000）作成	
①数値編集	70.40km <sup>2</sup>
②地形図PDFデータ作成（1/10,000）	2面
(10) 管内図（1/20,000）作成	
①数値編集	70.40km <sup>2</sup>
②管内図PDFデータ作成（1/20,000）	1面
(11) システム用データ作成	1式
(12) データ変換およびセットアップ	1式
3 統合型GIS・公開型GIS構築	
(1) データの調整・移行	1式
(2) システム要件整理	1式

(3) 統合型GIS・公開型GIS構築（インターネットASP環境）	1式
(4) 統合型GIS構築（LWAN-ASP環境）	1式
(5) 打合せ協議	1式
4 バスロケーションシステム導入	1式

### 第3章 都市計画基本図修正

#### 第18条 計画準備

- 1 計画準備は、本業務の実施に先立ち、業務の円滑な進捗が図れるように、作業方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画の立案を行うものとする。
- 2 立案した作業計画については、各業務の工程ごとに実施計画書ならびに工程表を作成し、発注者の承認を得るものとする。

#### 第19条 予察

- 1 予察は、現地調査の着手前に、航空写真、参考資料等を用い、調査事項、調査範囲、作業量等を把握するために行うものとする。
- 2 予察は、次の事項について行い、その結果を航空写真、参考図、野帳等に記入し、現地調査における基礎資料とするものとする。
  - (1) 収集した資料の良否
  - (2) 航空写真の判読困難な事項およびその範囲
  - (3) 判読不能な部分
  - (4) 撮影後の変化が予想される部分
  - (5) 各資料間で矛盾が生じている部分
- 3 本作業を実施する既存都市計画基本図データの各項目の地図情報レベルは以下のとおりとする。

地図情報レベル

データ項目	対象エリア	地図情報レベル
道路部	市道・農道	Lv1,000
建物	全域	
道路部	市道・農道以外	Lv2,500
その他地形	全域	

#### 第20条 数値地形図修正（市道・農道・建物、レベル1,000）

- 1 以下のとおり、発注者が貸与する令和7年度の航空写真撮影成果を基に既存都市計画基本図データ（数値地形図データ）を修正するものとする。
- 2 本業務で修正する市道・農道および建物の精度レベルは、地図情報レベル1,000とする。
- 3 市道および農道については、発注者が貸与する市道・農道地形データを利用し、既存データや地形図修正箇所と接合を図るものとする。
  - (1) 市道・農道データ修正
    - ①現地調査
      - a. 現地調査は修正データを作成するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、必要に応じて補備測量を行うものとする。
    - ②修正数値図化

- a. 修正データの取得は、予察結果等に基づき、経年変化箇所について航空写真測量により行うものとし、数値図化の規定を準用するものとする。

③修正数値編集

- a. 修正数値編集は、図形編集装置を用いて新たに取得した修正データと旧数値地形データとの整合性を図る為の編集等を行い、編集済数値地形データを作成するものとする。

(2) 建物データ修正

①現地調査

- a. 現地調査は修正データを作成するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、必要に応じて補備測量を行うものとする。

②修正数値図化

- a. 修正データの取得は、予察結果等に基づき、経年変化箇所について航空写真測量により行うものとし、数値図化の規定を準用するものとする。

③修正数値編集

- a. 修正数値編集は、図形編集装置を用いて新たに取得した修正データと旧数値地形データとの整合性を図る為の編集等を行い、編集済数値地形データを作成するものとする。

**第21条 数値地形図修正（市道・農道・建物以外、レベル2, 500）**

- 1 以下のとおり、発注者が貸与する最新の航空写真撮影成果を基に既存都市計画基本図データ（数値地形図データ）を修正するものとする。なお、本業務で修正する市道・農道・建物以外の地物の精度レベルは、地図情報レベル2, 500とする。

(1) 現地調査

- ①現地調査は修正データを作成するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、必要に応じて補備測量を行うものとする。

(2) 修正数値図化

- ①修正データの取得は、予察結果等に基づき、経年変化箇所について航空写真測量により行うものとし、数値図化の規定を準用するものとする。

(3) 修正数値編集

- ①修正数値編集は、図形編集装置を用いて新たに取得した修正データと旧数値地形データとの整合性を図る為の編集等を行い、編集済数値地形データを作成するものとする。

**第22条 ハイブリット編集**

- 1 第20条および第21条において修正した数値地形図データを重ね合わせ、図形編集装置を用いて、地形データ間の調整を行うものとする。
- 2 地形図の不接合箇所については、建物や地形の接合を行うものとし、地形不接合箇所での接合方法に問題がある場合は、発注者・受注者協議のうえ、編集処理方法を決定するものとする。

**第23条 数値地形図データファイル作成**

- 1 発注者が貸与する数値地形図製品仕様書に従い、編集済データから数値地形図データファイルを作成するものとする。

**第24条 地形図原図作成（1/2, 500）**

- 1 前条で作成したデータを基に縮尺1/2, 500の都市計画基本図（数値地形図）出力原図を作成する

ものとする。

#### 第25条 都市計画縦覧図等データ修正

1 本業務で実施する都市計画基本図データ（数値地形図データ）の修正に伴い、位置ズレが発生する箇所について都市計画縦覧図データ、景観計画ゾーニングデータの位置修正を行うものとする。

##### (1) データ修正

①都市計画縦覧図等データ修正にあたっては、修正済みの都市計画基本図データおよび修正箇所位置データと既存都市計画縦覧図データおよび景観計画ゾーニングデータを重ねあわせて図面出力して発注者に提出し、発注者の修正指示を受けるものとする。

②また、データ修正後、校正用PDFデータを作成し、発注者の校正を受けるものとし、再修正がある場合は発注者の指示どおりにデータ修正を行い、発注者の確認を受けるものとする。

##### (2) 図面出力・折り

①(1)で修正済みの都市計画縦覧図データについて、プロッタより普通紙にカラー出力し、発注者の指示に基づき折り加工を行うものとする。

#### 第26条 地形図（1/10,000）作成

1 以下のとおり、地形図（1/10,000）を作成するものとする。

##### (1) 数値編集

①上記で作成した都市計画基本図データ（数値地形図データ）より、作業規程の準則公共測量標準図式を参考に、1/10,000の図式や注記、ケバ、等高線に編集処理を実施し、地形図（1/10,000）データを作成するものとする。

##### (2) 地形図原図作成（1/10,000）

①（1）で作成したデータを基に地形図原図（縮尺1/10,000）の出力原図を作成するものとする。

#### 第27条 管内図（1/20,000）作成

1 以下のとおり、管内図（1/20,000）を作成するものとする。

##### (1) 数値編集

①管内図（1/20,000）データは、前条で作成した地形図（1/10,000）データをダイレクト縮小処理により作成し、注記等は文字サイズ変更の兼ね合いを精査するものとする。

##### (2) 管内図原図作成（1/20,000）

(3)（1）で作成したデータを基に管内図（縮尺1/20,000）の出力原図を作成するものとする。

#### 第28条 システム用データ作成

1 発注者にて構築する各種システム（都市計画窓口システム、統合型GIS（庁内情報共有GIS）、公開型GIS）にセットアップし、修正済みの都市計画基本図データ、都市計画縦覧図データ、景観計画ゾーニングデータ、地形図（1/10,000）データ、管内図（1/20,000）データについて、各種システム用データを作成するものとする。

2 各種システム用データの納品形式は、以下のとおりとし、データフォーマット等の詳細仕様は、本業務の受託業者が決定後、別途提示するものとする。

各種システム用データの納品形式

分類	データ項目	データ形式
システム用データ	都市計画基本図データ	shape形式
	都市計画縦覧図データ	shape形式
	景観計画ゾーニングデータ	shape形式
	地形図(1/10,000)データ	shape形式
	管内図(1/20,000)データ	shape形式

第29条 打合せ協議

- 1 本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時の3回を基本とし、必要に応じて適宜実施するものとする。
- 2 受注者は、本業務の主旨を熟知し、業務実施期間中においては発注者と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せを行った際には協議記録を2部作成し、発注者の承認を得るものとする。

第30条 成果検定

- 1 受注者は、発注者に提出する成果品の品質管理を行うため国土地理院の検定機関名簿に登録された機関の検定を受け、検査合格の証明書（検定証明書）の写しを発注者に提出するものとする。
- 2 成果検定（数値地形図）
  - (1) 数値地形図成果が作業規定に基づき適正に実施され、測量目的を満たす十分な精度および品質を保持しているか否かを判断するために第三社機関にて詳細に点検を行うことで数値地形図が適正に作成され、作業規定、製品仕様書に定められた品質であるかの評価を行うものとする。
  - (2) 数値地形図の成果検定に必要なものは下表の通りとする。

数値地形図(成果検定時に必要な成果)	
1	数値地形図データファイル出力図
2	数値地形図データファイル
3	図化素図(等高線版)
4	現地調査写真
5	現地補測図
6	発注者による校正図(注記資料図含む)
7	社内検査図
8	基準点成果表、点の記および基準点配点図
9	精度管理表および品質管理表
10	図郭割り図、図式および図式等に係る打合せ協議書
11	その他参考となる資料(管内図、路線図、河川図等)

- (3) 数値地形図の成果検定の対象範囲は、下表の通りとする。

成果検定対象範囲	
項目	対象面積(1面)

1	数値地形図情報レベル2500(建物等の都市施設が密集した地域、あるいは地形の複雑な地域)	3.0km <sup>2</sup>
---	--	--------------------

## 第4章 統合型GIS・公開型GIS構築

### 第31条 基本事項

- 1 行政情報（都市計画情報、市道道路台帳情報、屋外広告物情報、防災ハザード情報等）のインターネット上での公開を目的として、公開型GISならびに統合型GISサービスを調達するにあたり、その仕様を定めたものである。

### 第32条 調達の背景・目的

- 1 デジタル技術の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、社会や価値観、生活様式が変容し、行政サービスに対する市民ニーズは多様化している。また、今後公務員数の減少が見込まれる中、効率的な行政運営を目指すことが求められている。行政情報（施設の位置情報や地理情報など）をインターネット上で閲覧可能とすることで、市民や事業者等がいつでもどこからでも、行政から提供される正確な情報を確認することができるため、市民サービスの向上に寄与する。また、問い合わせ対応の減少などによる事務の効率化や、接触機会の減少により感染リスクを低減し、市民の安全と健康を守ることにつながる。
- 2 また、行政情報（地理情報）のオンラインでの提供は、平時のみならず防災や災害発生時においても、各種インフラの被害状況、復旧状況を正確に市民に伝達する上で効果が期待される。このことから、本市は、「公開型GIS」を導入するとともに、基盤となる地図情報の作成・更新および庁内共有を行う「統合型GIS」を合わせて導入することにより、わかりやすく正確な情報提供による市民や事業者の利便性向上や行政事務効率化につながるよう本調達を実施するものである。

### 第33条 システム化範囲

#### 1 「公開型GIS」

システム化範囲は、セキュリティが担保された環境の中において提供されている公開型GISサービスを通じて、発注者が保有する各種地図情報をインターネット上で閲覧者に提供する環境を提供することである。

#### 2 「統合型GIS」

システム化範囲は、機密性の高い情報の管理・運用が可能な、LGWAN-ASP環境下に構築する統合型GISサービスを通じて、発注者が保有する各種地図情報を一元的に管理・運用し、情報共有を可能とする環境を提供するものである。また、統合型GISにおいて整備・更新された情報のうち、市民や事業者へ提供する情報については、公開型GISとデータ連携設定を行い職員が容易に情報公開できるものとする。

#### 3 「都市計画窓口システム」

- (1) システム化範囲は、窓口にて都市計画図の大判図面を既存システムと同等レベルで出力が行えるようにスタンドアロン環境にて都市計画窓口システムを提供するものである。
- (2) 本業務で構築するサービス（以下「本システム」という。）の全体像は別紙1「システムの全体構成」のとおりとする。

## 第34条 本業務の範囲

1 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- ①本システムの初期構築作業
  - a. 全体計画
  - b. 各種主題データ整備・調整
  - c. ネットワークや端末設定等の利用環境の整備
  - d. システムの初期セットアップ
  - e. テストの実施および当市（区町村）職員によるテスト実施への支援
  - f. データ移行（データ移行が必要な場合に記載）
- ②本システムの提供
- ③本システムの運用・保守
- ④システム導入に係るプロジェクト管理
- ⑤会議体運営
- ⑥研修

2 なお、本仕様書に基づく調達過程で明らかとなる作業および受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

## 第35条 本調達の要件

1 履行期間

(1) 本システムの初期構築作業

- ①契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 本システムの提供

- ①本稼働の開始日（令和9年4月1日）から令和14年3月31日まで
- ②なお、履行期間満了時については、必要に応じて契約更新をする場合がある。

2 成果物

(1) 成果物は他に指定のない限り、履行期間終了日までに発注者に提出し、確認を受けること。

(2) 成果物としての書類はA4用紙に印刷できる形式とすること。

(3) 成果物は電子ファイルで提出することとし、PDF形式およびMicrosoft Office 2010（Word、ExcelまたはPowerPoint）以降のOpenXML形式とすること。

(4) 成果物として次の資料と必要に応じて補足資料を提出すること。

- ①業務実施計画書、作業工程表
  - a. 本資料は、契約締結後、作業着手までに発注者に提出し承認を受けること。
- ②設計書（システムセットアップ内容を記載した資料）
- ③テスト報告書
- ④研修資料
  - a. 操作マニュアル
  - b. 利用者向けおよび管理者向けそれぞれについて、詳細版および簡易版を用意すること。
  - c. 機能改善等により機能が更新されたときは、必要に応じてマニュアルの改訂を行うこと。
  - d. テスト開始日までに納品すること。
- ⑤毎月1回、以下の項目について、発注者に報告すること。

## 報告項目一覧

項 目	内 容
業務進捗	実施計画書、工程表に基づき進捗状況を報告すること。
課題	事業進捗に合わせ、現状の課題の報告を行うこと。
その他	その他本事業に必要なことについて、発注者と協議すること。

### 3 費用の考え方

#### (1) 構築費用（初期費用）

- ①システム導入にあたり、必要な初期導入費用を記載すること。
- ②発注者が保有する地図情報等、紙面情報の電子データ化や既に保有する電子データの加工に発生する整備費用について、必要な経費を記載すること。

#### (2) 利用料

- ①本システムの運用・保守費用を含む利用料金の月額費用を記載すること。本稼働開始から60か月（令和9年4月1日～令和14年3月31日まで）の運用費用を参考として記載すること。

#### (3) 本システムを利用する地方共通団体共通で対応すべき事項にかかる費用

- ①国の法改正等により、本システムを利用する地方公共団体全体に対して対応すべき機能改修等は、標準仕様として追加経費の請求無く提供すること。
- ②追加経費が必要となる際は、追加経費の積算根拠等が分かる資料を提示し、発注者と協議の上、承認を得ること。

## 第36条 業務要件

### 1 本システムの初期構築作業

#### (1) 全体計画

##### ①作業計画

- a. 本業務の内容および業務量を把握した上で、業務履行に必要な人員、機材の確保および作業工程を含む業務履行体制等について計画立案し、実施計画書にとりまとめるものとする。

##### ②資料収集・整理

- a. 本業務での必要書類の収集・整理を行い、発注者の承諾のもとに資料の複製を行うものとする。なお、資料等の時点は原則として最新時点とし、データ化されている資料については極力データにより、かつ汎用性が高いフォーマットにより貸与するものとする。

#### (2) 各種主題データ整備・調整

##### ①移行データ調整

- a. 発注者が貸与する既存地図情報等を本システムに運用可能なようセットアップするものとする。なお、セットアップするデータに対し、図形表現・属性項目および関連ファイル設定等を行うものとする。対象データは、汎用的なファイルフォーマット（Shape、CSV形式等）にて発注者から受注者に提供する。
- b. 移行対象となるデータは、別紙2「移行対象データ一覧」に記載のとおり。  
※ただし、直近の運用で増減がないかヒアリングを行うこと。
- c. 別紙2「移行対象データ一覧」のうち、初期構築時に統合型GISおよび公開型GISへの搭載するデータについては、本業務受注後、発注者・受注者の双方の協議により決定

するものとする。ただし、初期構築時に対象外となったデータについても、発注者からの指示により運用期間中に随時搭載するものとする。

②データ調達・調整

- a. 本業務にて以下のデータを調達するものとする。
- b. 調達したデータを本システムに搭載可能なよう調整を行い、運用可能なようセットアップすること。なおセットアップするデータに対し、図形表現・属性項目および関連ファイル設定等を行うこと。

調達データの一覧

種類	数量	調達仕様	整備方法等	対象システム	
				統合型GIS (LGWAN)	公開型GIS (インターネット)
ゼンリン 住宅地図	1式	同時接続20ライセンス (最新時点)	受注者がゼンリン住宅地 図を調達	○	—

(3) システム要件整理および環境構築

①システム要件整理・設計

本システムの構築上必要となるシステム要件について整理し、受注者がシステム設計書として取りまとめるものとする。なお、詳細については発注者と受注者の協議の上決定することとし、GISシステムを利用する現課を含めた全体会議ならびにヒアリングを行い、実態に即した設定を行うこと。

また、屋外広告物管理機能については、ネットワークに接続しない単独システムとしての構築を許可するが、統合型GISとのデータ連携が可能であるものとする。

システム要件整理・設計項目の一覧（統合型GIS・公開型GIS）

項目	内容	対象システム	
		統合型GIS (LGWAN)	公開型GIS (インターネット)
機能要件	機能・非機能要件の整理	○	○
アカウント	一般・管理者ユーザのログイン整理	○	—
データベース要件	搭載レイヤおよび権限設定情報	○	○
	連携対象データの設定情報	○	—
	公開テーマの設定情報	—	○
	印刷テンプレートの設定情報	○	○
	その他関連機能の定義情報	○	○
ポータルサイト要件	本システムのポータルサイトデザイン	○	○
調達要件	調達機器の仕様整理	—	—
運用要件	SLA等要件の調整	○	○

システム要件整理・設計項目の一覧（都市計画窓口システム）

項目	内容	対象システム
		都市計画窓口システム
機能要件	機能・非機能要件の整理	○
アカウント	管理者ユーザのログイン整理	○

データベース要件	搭載テーマ、レイヤおよび地図表示の設定情報	○
	印刷テンプレートの設定情報	○
	その他関連機能の要件整理	○
調達要件	調達機器の仕様整理	○
運用要件	SLA等の要件定義	○

## ②システム環境設定

- a. 受注者が準備するインターネット上のデータセンタ内のサーバへ本システム環境を構築する。実施する内容は以下のとおりとする。なお、詳細については発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

### システム環境設定項目の一覧（統合型GIS・公開型GIS）

項目	内容	対象システム	
		統合型GIS (LGWAN)	公開型GIS (インターネット)
初期設定	サイト開設	○	○
	利用機能の初期設定	○	○
データベース初期設定	システム利用者のログイン情報設定	○	—
地図データ搭載	レイヤ初期設定 (レイヤ名称、表示縮尺、図形の表現設定、属性項目名および関連ファイルの設定等)	○	○
	地図データセットアップ (背景地図データ・主題データの取込み)	○	—
	レイヤ権限設定(閲覧・編集権限)	○	—
	データ自動連携設定	○	—
	テーマ設定 (テーマ名称、テーマを構成するレイヤセット設定、利用可能な背景図設定等)	○	—
	公開テーマ設定(外部データ公開)	—	○
関連データ設定	ポータルサイト設定	○	○
	背景図設定 (地理院地図・民間地図等) ※事業者が提供する民間地図は複製および配布が可能であること。地名表記などの誤りが発見された場合は、受注者の責で確認・修正を行うこと。	○	○
	検索テーブル設定(住所検索等)	○	○
	印刷テンプレート設定	○	○
	ルート検索設定	—	○
関連サービス設定	コミュニティバス動態観測機能の設定	—	○

### システム環境設定項目の一覧（都市計画窓口システム）

項目	内容	対象システム
		都市計画窓口システム
初期設定	調達機器の初期設定	○
地図データ搭載	地図テーマ初期設定 (テーマ名、表示縮尺、図形の表現設定、属性項目名および)	○

	び関連ファイルの設定等)	
	地図データセットアップ (背景地図データ・主題データの取込み)	○
関連データ設定	ポータルサイト設定	○
	検索テーブル設定(住所検索等)	○
	印刷テンプレート設定	○
機器設定	システムの初期設定	○

#### (4) 物品調達

- ①受注者が準備する都市計画窓口システム用の物品調達は以下の通りとする。稼働するために必要となる機器調達、機器設定、機器設置を実施すること。

#### 都市計画窓口システム用調達機器の一覧

区分	項目	仕様	備考	
ハードウェア	クライアント PC	OS	Windows 11 Pro	調達数量:1 ハードウェア保守:5年 間
		CPU	インテル® Core™ Ultra 7 265相当	
		メモリ	16GB以上	
		ストレージ	512GB SSD TLC以上	
	モニタ	タッチパネルモニタ	ET2201L-8UWA-0-MT-GY-G相当	調達数量:1 ハードウェア保守:5年 間
ソフトウェア	窓口用GISソフトウェア	スタンドアロン環境で動作する窓口GIS	1ライセンス	

#### (5) ネットワークや端末設定等の利用環境の整備

- ①システムを利用するため、ネットワークや端末設定等の確認を行った上で、必要な調整を実施すること。

#### (6) システムの初期セットアップ

- ①構築したシステム環境を本番環境にセットアップするものとする。

## 2 本システムの提供

### (1) 機能要件

- ①様式第3号「統合型GIS機能要件等一覧」、様式第4号「公開型GIS機能要件等一覧」にて提示する。

### (2) 非機能要件

- ①様式第5号「非機能要件一覧」において、システム(サービス)に求める可用性や性能・拡張性、運用・保守性等に関する要求水準を提示している。提案事業者は、各項目について要求水準を満たすことができない場合は、その内容および理由等を提案書に記載すること。
- ②受注者とは「非機能要件一覧」と提案内容を基に協議し、各項目の要求水準を合意した上で、サービス利用契約を締結する。
- ③SLAに係る項目については、サービスレベルのモニタリング実施方法およびサービスレベルの要求水準値を満たすことができなかった場合、受注者に対し改善策の報告を求めることが出来る。なお、SLAに関する項目の要求水準値は、必要に応じ、発注者と受注者が協

議して見直すことができるものとする。

- ④その他運用に係る項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。なお、未達成の場合は、受注者に対し改善策の報告を求めることが出来る。

### 3 運用・保守

#### (1) 運用・保守体制

- ①本サービス（システム）は、5年間の利用を前提としており、利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- ②職員による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。希望する対応時間および連絡方法については、次に示す。なお、さらに効果的・効率的な体制が整えられる場合は提案すること。
  - a. 電話での問合せ：平日の午前9時から午後5時30分まで
  - b. メールでの問合せ：常時
- ③問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置すること。また、障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる受注者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。
- ④運用・保守体制として、通常および緊急時の連絡先および連絡方法を提示すること。

#### (2) 運用・保守実施内容

- ①問合せ対応
  - a. 職員からの運用に関する問合せに対して、速やかに回答を行うこと。必要に応じて現地に来庁し、運用支援を行うこと。
  - b. 問合せ窓口寄せられた内容などから、機能改善要求および追加機能要求を把握すること。
- ②障害対応
  - a. 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、連絡窓口が一次窓口の役割を担い、必要に応じて受注者の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。
  - b. 障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。
  - c. 障害発生の連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、運用担当者へ報告すること。
  - d. 重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を運用担当者へ提示すること。
  - e. 導入したサービス（システム）において、ウイルスの検出や不正アクセス等の事象が発生した場合は、運用担当者とは協力し、対応および原因究明を行うこと。
- ③システム保守
  - a. 受注者は、導入したサービスの正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施すること。
  - b. 導入したサービス（システム）に関連するソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、モジュールの適用の必要性を判断し、運用担当者へ説明すること。モジュールの適用は、運用担当者の承認を得た上で実施すること。
  - c. 導入したサービス（システム）で使用するソフトウェアに対するセキュリティーホールが各メーカーより報告された場合は、全体への影響度を考慮に入れ、対策プログラムの適用の必要性を判断し、運用担当者へ報告すること。協議の結果、適応が必要であると運用担当者が判断した場合は、対策を実施すること。

④災害時の利用

発注者と受注者との協議の上、同時アクセス制限解除や遠隔ログインなど、災害対応に有効な利用について、一時的な設定変更を行うものとする。

災害時に発信する情報の公開・非公開が容易に行えること。

⑤人事異動の対応について

例年4月に行われる人事異動および新規職員採用に伴い発生するアカウント、アクセス権限等の設定変更については、発注担当者が提供するデータを基に、受注者により設定変更を行うものとする。

⑥その他

- a. 問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。
- b. その他運用・保守について、追加費用を必要とせず提供できる機能等、有効な提案があれば併せて提案すること。

4 プロジェクト体制

- (1) 受注者は、本書に基づき、システム構築等作業における具体的な体制、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだプロジェクト計画書を作成すること。
- (2) なお、プロジェクト管理における品質基準・要員スキル要件は以下の通りとする

品質基準

管理項目	管理内容
進捗管理	プロジェクト計画書策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施する。進捗および進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因および対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
品質管理	プロジェクト計画書策定時に定義したシステム構築等作業の品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。 品質および品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
課題・リスク管理	リスクや障害が顕在化した場合は課題として管理すること。受注者は、リスクの発生を監視し、リスクが発生した場合には、発注者に報告すること
変更管理	仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受注者は、その影響範囲および対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、発注者と協議のうえ、対応方針を確定すること

要員スキル要件

本業務での役割	要求するスキル	スキルの詳細
管理技術者	プロジェクト管理能力を有する者	業務実施計画を策定し、システムの設計・開発、テスト、システムの評価、プロジェクト間の調整を行い、生産性および品質の向上に資する管理能力を有すること
照査技術者	品質管理能力を有する者	受注者の品質管理規準に従い、プロジェクトを離れて第三者的かつ客観的に、プロジェクト全般の品質状況を監査し、評価・改善する能力を有すること
担当技術者	導入サービスに関	導入するソフトウェア(OS、ミドルウェア含む。)に関する専門知

	する専門知識を有する者	識と、本件の要求事項を理解したうえで、最適なシステム構成の設計・構築・運用に係る技術および技術コンサルティング能力を有すること
	システム導入業務に関する知識を有する者	本件のスコープに適合した各自治体業務に精通し、他自治体事例等を提供し、業務改善およびカスタマイズ抑制、品質向上に資する能力を有すること

- (3) 本業務における配置技術者の要件は以下の次のとおりとする。なお、管理技術者と照査技術者および担当技術者を兼任することはできないものとする。

#### 要員の資格・実績要件

本業務での役割	要求する資格・実績
管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「測量士」の資格を有する者</li> <li>・過去10年以内に地方自治体において、公開型GIS構築業務および統合型GIS構築業務の実績を有している者 (直接雇用されている者に限る)</li> </ul>
照査技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者</li> <li>・過去10年以内に地方自治体において、公開型GIS構築業務および統合型GIS構築業務の実績を有している者 (直接雇用されている者に限る)</li> </ul>
担当技術者 (主担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「測量士」の資格を有する者 (直接雇用されている者に限る)</li> </ul>

#### 5 会議体運営

- (1) 受注者は、定期報告の会議体として、月1回程度の定例報告会を開催することとする。また、定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。なお会議体の実施方法については、Web 会議 (Zoom) 等を利用する想定であるが、詳細は発注者と議論のうえ決定すること。
- (2) 各会議の開催にあたっては、進捗報告書、課題管理表、変更管理票、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。

#### 6 研修

- (1) システム利用者である職員およびシステム管理者向けの研修を実施すること。
- (2) 研修を実施するために必要となるシステムおよび端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要となる一連の要素は受注者の負担にて準備すること。
- (3) 詳細な研修要件については、下表に示す。

#### 研修要件

項目	研修内容	実施回数	対象者
システムの概要の説明	システムの概要・背景等を説明する。	1回	運用担当者、関係職員
システムの操作の説明	システムの操作説明をする。操作説明の際は、発注者の運用に合わせた操作マニュアル(管理者用・利用者用の両方)を準備すること。	2回	統合型GISの利用を想定している職員
運用・保守の説明	システムの運用保守に関する必要事項等を説明する。	1回	運用担当者

なお、システム操作の説明は運用・保守期間中は年間1回以上行うこと。

## 第37条 テスト

### 1 サービス提供における取扱い

- (1) サービスを提供する場合における標準機能については、改めて当該機能のテストを行うことは不要とする。ただし、発注者用にカスタマイズのある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、テストを行うこと。

### 2 テスト計画書の作成

- (1) 実施するテストについて、テスト方針、実施内容および実施理由、評価方法、実施者を記載し、テスト工程開始までにテスト計画書として提出し、承認を得ること。

### 3 テストに係る要件

#### (1) 受注者が実施するテスト

- ①受注者はテスト作業の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- ②受注者はテストの実施に必要な発注者および関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- ③テストスケジュールは、発注者への作業負荷を抑えるよう工夫すること。
- ④テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- ⑤各テスト終了時に、実施内容および品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。
- ⑥テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は本稼働前には完全に削除し、発注者に報告すること。
- ⑦テストデータは、原則として受注者において用意し、責任を持って管理すること。
- ⑧テストに特別な環境が必要な場合は、受注者の負担と責任において準備すること。
- ⑨テストに必要な端末等は、発注者所有の機器を使用するが、テストを実施するために必要な各種設定は受注者の責任において実施すること。

#### (2) 発注者職員が主体となって実施するテスト

- ①テスト実施者が行う具体的な手順および結果を記入するためのテスト実施手順書案を作成し、テスト実施者への説明を行うこと。
- ②テストの実施にあたり、発注者の求めに応じてサポートすること。
- ③可能な限り本番環境と同等のテスト実施環境を準備すること。
- ④テストで必要となるテストデータについて準備すること。
- ⑤テストで確認された不具合・障害について、解析を行い、対応方針を提示し発注者の承認を得ること。

## 第38条 スケジュール

### 1 サービス開始日（システム本稼働日）

- (1) 令和9年4月1日からとする。

### 2 作業スケジュール

#### (1) スケジュール

- ①提案範囲に掲げるすべての作業項目について、作業開始からサービス開始日まで（サービス開始日以降に実施する作業等を提案する場合はその作業期間まで）のスケジュール（案）を作業工程等が分かるよう詳細に示すこと。
- ②なお、具体的なスケジュールについては、発注者との当該業務の契約締結時までに協議のうえ決定する。

#### (2) 作業工程等

①スケジュール（案）で示した作業工程について、その内容や役割分担等について記載すること。

(3) 留意事項

①本サービス（システム）の本稼働の前に職員が動作確認するためのテスト期間を十分に設けること。

## 第5章 バスロケーションシステム導入

### 第39条 目的

- 1 発注者およびバス運行会社にて運用されている湖南省コミュニティバス「めぐるくん」について、バスのリアルタイムの動態観測、バス乗降者計測、バス乗車率の把握・分析を行い、本業務で構築する公開版GIS上で、情報提供を図れるような仕組みを構築すること。

### 第40条 システム化範囲について

- 1 発注者で運用しているコミュニティバスの現在位置表示、混雑状況、遅延状態をリアルタイムに公開型GISで可視化できる動態管理サービスを構築するために必要な物品調達、バス車両への機器設定、機器設置を実施すること。なお、バス運用会社との調整は受注者で実施すること。

### 第41条 バスロケーションシステム

#### 1 バスロケーションシステムの構築

- (1) 発注者およびバス運行会社が運営するバスに対して、各バス停毎で乗降者の把握が可能で、且つそれらの情報を蓄積、またバス乗降客カウント機能に転送できる仕組みや各種センサー機能について湖南省仕様に合わせて構築を行い、設置すること。
    - ・対象車両 14台
    - ・対象路線数 13路線
    - ・対象バス停数（標柱数）195箇所
  - (2) 車両位置測定装置は、緊急時等を除き、バス運転手が車両位置測定装置の操作を行わない方式であること。
  - (3) 車両位置測定装置は、GPSにより位置情報を取得し、サーバに送信することとし、サーバは、受注者が用意するサーバ、外部インターネット・データセンターなど形態は問わず、安定したデータ管理や各種機能の提供が続けられ、かつ、バスロケーションシステム利用状況（アクセスログなど）の記録、集計、分析および照会が可能であること。
  - (4) 追加の費用なくロゴやバスアイコン等のカスタマイズが可能であること。
  - (5) 利用者画面は、バス利用者に対して、Webブラウザで遅延状況や現在位置等のバス運行情報が遅延なく表示され、視認性の高いデザインであること。
  - (6) バス運行情報を停留所の名前や路線名から検索ができることとし、バス停にはバス利用者が情報を受け取るためのバーコード等を表示すること。
  - (7) 管理者画面は、運行実績の参照や車両の仕業情報を指定可能であること。
  - (8) 運行管理者など複数のアカウントが取得でき、アカウントごとに利用可能な機能が設定可能であること。
  - (9) 各バス停毎で乗降者の把握が可能で、且つそれらの情報を蓄積、またバス乗降客カウント機能に転送できる仕組みや各種センサー機能について市の状況に合わせて構築を行うものとする。
- #### 2 乗降客カウントシステムの構築
- (1) 各バス停にて乗降人数をカウントし、利用人数を把握できるようにすること

- (2) 乗降人数のカウントは車内にカメラを設置し自動で行うものとし、運転手による目視と同等以上の精度とする。
- (3) 乗降データは管理画面でリアルタイムに確認でき、かつ、「日別」「便別」「路線別」「バス停別」等での乗降人数や乗車率を可視化でき、Excelまたはcsv形式にて出力できること。
- (4) 上記で構築した機能や、センサー等の機材の取付工事・調整作業を行うものとする。
- (5) 取付工事・調整作業については、発注者およびバス運行会社と調整の基、バス営業の終了時間等の作業の可能な時間を見計い、実施をするものとする。

### 3 サポート体制

- (1) 問合せは、電話やメールなどで問い合わせできるものとし、システム障害に関する受付窓口を設けること。

### 4 システム調整

コミュニティバス動態観測機器の一覧

項目	仕様	数量	備考
乗車状況確認センサー・受信データ転送機器	受注者にて準備	14台	発注者が指定するバス車両へ設置すること。なお、バス運用会社との調整は受注者で実施すること。
GPS送受信端末	受注者にて準備	14台	
コンデンサーユニット	受注者にて準備	14台	
固定器具	受注者にて準備	14台	

### 第42条 取得データについて

- 1 取得した動態観測データ（バス乗降客カウントデータ）は、コミュニティバス路線の路線網見直しや再編の基礎データとするために、データを蓄積し、走行実績や遅延情報等の分析や視覚的に見やすい資料の作成が可能であること。

乗降客データの整理については、公共交通の検討、分析が行えるよう、分かりやすく整理すること。

## 第6章 成 果 品

### 第43条 成果品

1 本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 都市計画基本図データ (DM、dxf、dwg形式)	1式
(2) 都市計画基本図出力図 (1/2, 500普通紙出力) [41図郭×3枚/図郭]	123枚
(3) 都市計画縦覧図出力図 (1/2, 500普通紙カラー出力) [31図郭×3枚/図郭]	93枚
(4) 地形図 (1/10, 000) データ (DM、dxf形式)	1式
(5) 地形図 (1/10, 000) 出力図 [2図郭×3枚/図郭]	6枚
(6) 管内図 (1/20, 000) データ (DM、dxf形式)	1式
(7) 管内図 (1/20, 000) 出力図 [1図郭×3枚/図郭]	3枚
(8) 都市計画総括図出力図 (1/20, 000普通紙カラー出力) [1図郭×3枚/図郭]	3枚
(9) 統合型GIS、公開版GISシステム	
①システム搭載用GISデータ (システムに格納)	1式
②各種操作マニュアル	1式
③研修用マニュアル (研修対象者への配布用)	1式
(10) コミュニティバス動態観測機能導入	1式
(11) 各種システム用データ (shape、BDS、MQX形式)	1式
(12) 各種システム用データ検査結果票	1式
(13) 公共測量申請および報告手続き関係資料	1式
(14) 成果検定	
①検定証明書	1式
(15) 業務実施計画書	1式
(16) 打合せ協議記録	1式
(17) 業務報告書	1式
2 なお上記都市計画縦覧図 (1/2, 500普通紙カラー出力) 31図郭×3枚/図郭=93枚については、併せて「折り加工」も行うものとする	

## 別紙 1 : システムの全体構成

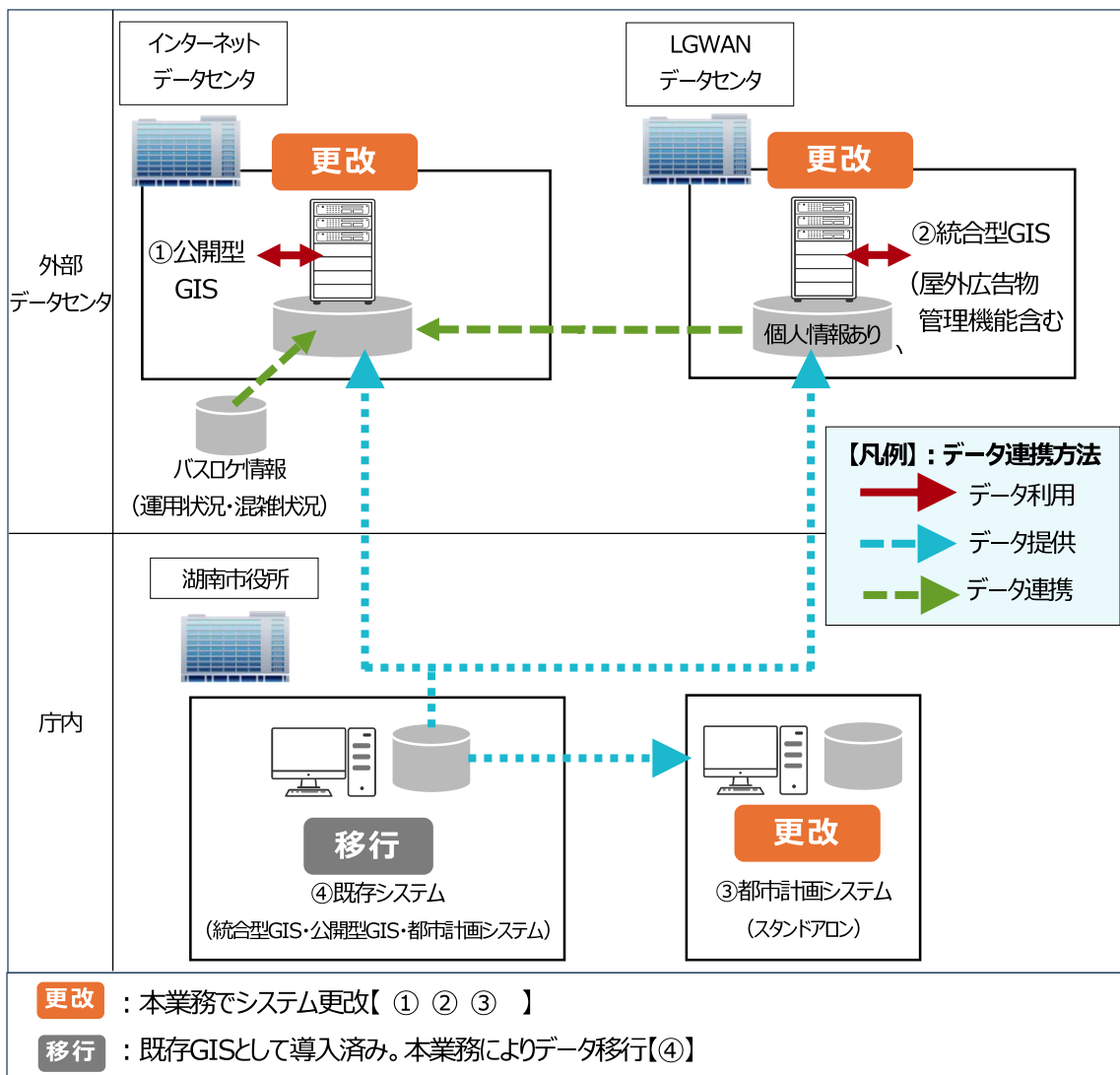
### (1) 本業務における調達範囲

本システムは、以下により構成されるものとする。

本業務における調達範囲

分類	項目	本業務での対応
調達範囲	① 公開型GIS(市民および事業者等の利用を想定)	システム更改
	② LGWAN-ASP 統合型GIS(職員の利用を想定)	システム更改
	③ 都市計画窓口システム(スタンドアロン)	システム更改

システムの全体像



別紙2：移行対象データ一覧

本事業で構築するシステムへの移行対象データは、以下のとおりとする。

番号	種類	データ形式	備考
1	索引図	Shape	
2	要支援介護者	Shape	
3	航空写真	TIFF・TFW	
4	航空写真(H24)	TIFF・TFW	
5	航空写真(H27)	TIFF・TFW	
6	航空写真(H30)	TIFF・TFW	
7	航空写真(R02)	TIFF・TFW	
8	航空写真(R04)	TIFF・TFW	
9	都市計画基本図(2,500)	Shape	
10	都市計画基本図(10,000)	Shape	
11	都市計画基本図(20,000)	Shape	
12	電子地形図	Shape	
13	小学校区界	Shape	
14	旧都市計画基本図	Shape	
15	住宅地図(2021年版)	Shape	
16	基準点	Shape	
17	道路台帳基本図	Shape	
18	道路台帳平面図(H30)	Shape	
19	道路台帳平面図(R02)	Shape	
20	道路台帳平面図(R03)	Shape	
21	道路台帳平面図(R04)	Shape	
22	道路台帳平面図(R05)	Shape	
23	道路照明灯	Shape	
24	道路台帳認定路線網図(H30)	Shape	
25	道路台帳認定路線網図(R02)	Shape	
26	道路台帳認定路線網図(R03)	Shape	
27	道路台帳認定路線網図(R04)	Shape	
28	道路台帳認定路線網図(R05)	Shape	
29	境界	Shape	

番号	種類	データ形式	備考
30	橋梁施設位置図	Shape	
31	道路施設(標識管理)	Shape	
32	草刈対応箇所	Shape	
33	既明示	Shape	
34	仮登録用レイヤ(路線・道路縁)	Shape	
35	下水道台帳(R5年度成果)	Shape	
36	下水道工事箇所	Shape	
37	水道台帳(R5年度成果)	Shape	
38	地番図(R6.1.1)	Shape	
39	家屋図(R6.1.1)	Shape	
40	都市計画図	Shape	
41	都市計画変更内容	Shape	
42	都市計画法第34条11号・12号	Shape	
43	29条開発許可(住宅課)	Shape	
44	公共施設情報	Shape	
45	住居表示フロンテージ	Shape	
46	公有財産	Shape	
47	農業振興地域図	Shape	
48	農地パトロール	Shape	
49	農用地利用	Shape	
50	農地集積状況分布図	Shape	
51	行政区域	Shape	
52	行政区域図	Shape	
53	行政区域図(土砂災害警戒区域該	Shape	
54	DID調査区	Shape	
55	防災マップ	Shape	
56	防災情報	Shape	
57	住所ポイントデータ	Shape	
58	災害情報履歴	Shape	
59	平成22年度国勢調査	Shape	
60	平成27年度国勢調査	Shape	
61	令和02年度国勢調査	Shape	
62	メモ専用レイヤ	Shape	

番号	種類	データ形式	備考
63	農道路線網図	Shape	
64	災害時要援護者	Shape	
65	ごみステーション配置図	Shape	
66	生活環境関連規制図	Shape	
67	民生委員区域	Shape	
68	森林情報	Shape	
69	保健士訪問事業	Shape	
70	防犯灯設置台帳	Shape	
71	LED防犯灯・街路灯リース設置台帳	Shape	
72	官民境界(事業区域界)	Shape	
73	消防水利	Shape	
74	選挙	Shape	
75	凍結防止剤設置箇所	Shape	
76	空き家(平成28年度調査)	Shape	
77	道路ストック点検	Shape	
78	許可済屋外広告物	Shape	
79	カーブミラー設置管理	Shape	
80	通学路危険個所対策	Shape	
81	沈砂調整池	Shape	
82	地籍調査事業	Shape	
83	みまもりタグ感知器	Shape	
84	予備メモ	Shape	
85	災害メモ(現在発生中の災害情報記)	Shape	